

宿泊事業者経営力強化支援事業 審査要領

(目的)

第1条 この要領は、「宿泊事業者経営力強化支援事業審査会設置要領」第5条に基づき実施する「宿泊事業者経営力強化支援事業」の補助対象事業者の、適正かつ公正な選考を行うために必要な事項を定める。

(審査方法)

第2条 審査は、事前に提出された宿泊事業者経営力強化支援事業費補助金交付申請書及びその添付書類について実施する。

2 審査は、原則として審査委員による書類審査により行う。

3 審査委員は、別紙の審査基準に掲げる審査項目ごとに評価・採点を行う。

4 審査委員が採点した各事業の合計点を参考に、審査委員の協議により採択する事業を決定する。なお、評価にあたって、項番1から3の各項目において、0点の項目があった事業については採択しない。

5 委員長の判断により、申請者及びその関係者に対して事業内容の説明を求めることができる。

(審査結果)

第3条 審査結果について、個別の問い合わせには応じない。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、観光文化スポーツ部観光戦略課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月15日から施行する。

宿泊事業者経営力強化支援事業 審査基準

項番	配点	評価項目・審査の観点	
1	65	○事業内容（施設改修、システム導入）について	
		20	【事業目的】 事業の目的は、補助金の目的や県の観光施策の方向性と合致しているか。
		20	【効果】 高付加価値化又は業務効率化の観点から、事業実施による効果は示されているか。また、冬季・インバウンド誘客等に関して十分な効果が期待できるか。
		10	【将来展望】 事業完了後の将来展望が示されているか。また、その内容は妥当であるか。（売上増、従業員の賃金水準向上、人材投資・確保、女性・若者の県内定着回帰等につながる内容か）
		5	【費用対効果】 事業の内容や効果に対して、事業費は適切か。
		5	【費用の客観性・妥当性】 積算金額に客観性、妥当性が認められるか。（2社以上から見積を取っているか等）
		5	【県内発注】 施設改修やシステム導入の発注先は、県内企業を優先しているか。
2	15	○数値目標について	
		5	【妥当性】 事業の効果を検証するに適した数値目標が設定されているか。（例：冬季・インバウンド宿泊者数、客室平均単価（ADR））
		5	【困難度】 数値目標の達成困難度は事業内容に照らして適切か。
5	【整合性】 事業内容と数値目標の関係は適切か。		
3	15	○コンサルタントの活用について	
		5	【実績】 宿泊業に精通した適正なコンサルタントか。
		5	【効果】 コンサルタントに依頼する内容は妥当で、効果は示されているか。
5	【関与の度合い】 コンサルタントの関与する度合いは適切か。（関与の頻度等）		
4	5	○その他	
		5	【秋田県観光DMPへの参加】 秋田県観光DMPへ参加しているか。（参加を申請しているか） ※配点：参加（5点）、申請中（3点）、不参加（0点）
0	【県調査への協力】 過去3年以内に県観光戦略課が実施した補助金（県観光連盟委託含む）の補助事業者であって、その追跡調査（補助後3年間、4半期に一度実施）に対する実績報告が未回答の事業者においては、 <u>最大で5点の減点を行う。</u> ※減点：未回答1回につきマイナス1点		
合計 100点（満点）			